

## 公 示

旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分における  
処分車両及び使用停止期間の決定に関する基準

九運公第31号

旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分における車両数及び使用停止期間の決定に関する基準を別添のとおり定めたので公示する。

なお、平成23年3月2日付け、九運公第85号「一般旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分における処分車両及び使用停止期間の決定に関する基準」は平成25年10月31日限りで廃止する。

平成25年9月30日

九州運輸局長 佐藤 尚之

### 記

- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分における  
処分車両及び使用停止期間の決定に関する基準  
(別添1)
- ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分における  
処分車両及び使用停止期間の決定に関する基準  
(別添2)
- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分における  
処分車両及び使用停止期間の決定に関する基準  
(別添3)